

平成 19 年 12 月 18 日 (火曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (18 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長)	片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
秋 場 元 総 合 政 策 課 長 財 務 室 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
安 彦 守 市 民 生 活 課 主 幹	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 長 都 市 整 備 室 長	犬 飼 一 好 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安孫子 政 一 農 林 課 長
有 川 洋 一 商 工 観 光 課 長	斎 藤 健 一 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 課 長	荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一 病 院 事 務 長	芳 賀 友 幸 教 育 長
兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長 水 興 一 課 長 振 興 監 事 委 員 会 長	安孫子 雅 美 監 査 委 員
兼 子 良 一 監 事 委 員 会 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第4号

第4回定例会

平成19年12月18日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第68号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 2 議案説明
- ” 3 委員会付託
- ” 4 質疑、討論、採決
- ” 5 議第52号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 6 議第53号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 7 議第54号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 8 議第55号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 9 議第56号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ” 10 議第57号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 11 議第58号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ” 12 議第59号 寒河江市都市計画条例の一部改正について
- ” 13 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定
について
- ” 14 議第61号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- ” 15 議第62号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- ” 16 議第63号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につい
て
- ” 17 議第64号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の一部変更について
- ” 18 議第65号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- ” 19 議第66号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- ” 20 議第67号 字の区域及び名称の変更について
- ” 21 請願第6号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願
- ” 22 請願第7号 後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に
提出することの請願
- ” 23 請願第8号 私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願
- ” 24 請願第9号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
- ” 25 陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情
- ” 26 陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情
- ” 27 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 厚生経済委員長報告
- (3) 建設文教委員長報告

(4) 予算特別委員長報告

日程第 2 8 質疑、討論、採決

- ” 2 9 議案第 8 号 私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出について
 - ” 3 0 議案第 9 号 教育予算の拡充を求める国に対しての意見書の提出について
 - ” 3 1 議案第 1 0 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
 - ” 3 2 議案第 1 1 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書の提出について
 - ” 3 3 議案説明
 - ” 3 4 質疑、討論、採決
 - ” 3 5 議案第 1 2 号 道路特定財源の確保・維持を求める意見書の提出について
 - ” 3 6 議案第 1 3 号 医師確保に関する意見書の提出について
 - ” 3 7 議案説明
 - ” 3 8 委員会付託
 - ” 3 9 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午前 10 時 05 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日午前 9 時 30 分から議会第 2 会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第 68 号並びに議会案第 8 号から議会案第 13 号までの 6 議案で、合わせて 7 案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第 1 で議第 68 号を上程した後、日程第 2 で市長の議案説明を求め、日程第 3 で委員会付託を省略し、日程第 4 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第 29、議会案第 8 号から日程第 32、議会案第 11 号までの委員会提出議案を上程した後、日程第 33 で議案説明を省略し、日程第 34 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

その後、日程第 35、議会案第 12 号及び日程第 36、議会案第 13 号の議員提出議案を上程した後、日程第 37 で議案説明を省略し、日程第 38 で委員会付託を省略し、日程第 39 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、議第 68 号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第68号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち大谷昭男委員が本年12月26日をもって任期満了となりますので、新たに菅原大榮氏を委員に任命いたしたく御提案するものであります。御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第 3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 68 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 68 号は、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第 4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 68 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第 68 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 68 号については、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議第 68 号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 5、議第 52 号から日程第 26、陳情第 2 号までの 22 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第27、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員5名出席、当局より副市长初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第64号、議第65号及び議第67号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「育児休業の取得状況はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「平成19年度は6名、18年度は12名、17年度は11名で、ほとんどの女子職員が取得しております。期間については、年度末までや1年間程度となっております。また、男性職員の取得はこれまでありません」との答弁がありました。

委員より「今回の改正で休暇選択の幅が広がってくる。休暇をとりやすい雰囲気をつくるのが大事と思うが、その辺の考え方についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「この制度については、施行当初は取得者が少なかったが、年々普及してきている状況であります。今回の改正趣旨については、職員に対し十分周知を図っていきます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について及び議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求めた後、議第57号について質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の県人事委員会勧告の数値の根拠について、どのような調査を行っているのか」との問いがあり、当局より「県人事委員会では、県内の従業員数50人以上の事業所567事業所の中から140事業所を無作為に抽出し、給料・手当などについて調査を行い、それらに準拠して勧告の数値を出しております」との答弁がありました。

委員より「今回の県人事委員会勧告を受けて、条例改正する市の状況はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「新庄市を除き、県内12市については条例改正を議会に提案するとし

ております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号について質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第58号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の課税免除について、なぜ製造業に限って対象業種としたのか」との問いがあり、当局より「企業立地促進法に基づく県の基本計画において、現在の企業の立地状況や将来予測される進出企業の関連を踏まえた中で、県内陸部は製造業に限定して承認を受けたとお聞きしております」との答弁がありました。

委員より「固定資産税課税対象には償却資産も含まれるが、今回の条例では課税を免除されるのか」との問いがあり、当局より「企業立地促進法によるこの制度では、償却資産は課税免除の対象にはなっておりません。現在、本市には低工法と農工法に基づく固定資産免除条例が二つありますので、これらと組み合わせて進出企業に対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号西村山広域行政事務組合理約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号、議第55号、議第62号、議第66号、請願第6号、請願第7号、陳情第1号、陳情第2号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保険基盤安定繰入金の財源は」との問いがあり、当局より「国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1です」との答弁がありました。

委員より「国民健康保険税の軽減分で7割・5割・2割があるが、当初時点の世帯数は」との問いがあり、当局より「7割軽減が1,923世帯、5割軽減が435世帯、2割軽減が711世帯です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この条例は、関係する35市町村で文言、内容は同じなのか」との問いがあり、当局より「同じです」との答弁がありました。

委員より「普通徴収になった被保険者が保険料を納められない場合は、家族とかが納めることになるのか」との問いがあり、当局より「普通徴収の保険料については、家族の方が連帯して納付の義務を負うこととなります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成20年5月1日施行となっているが、工事の関係などで寒河江市の業務が年度初めの4月1日となる場合があるのか」との問いがあり、当局より「システム等の事務稼働の移転もありますので、事務所の機能が稼働するのが5月1日となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「後期高齢者医療制度で一番負担感が大きいのは、新たに保険料を納めることになる扶養家族の人だと思う。均等割を半年間徴収しないで、残り半年間は9割を軽減するとなっているが、これまでの医療を受けられなくなる不安があります。保険事業も義務ではないので心配ですので、この請願については賛成です」との意見がありました。

委員より「この制度は、経済状況の変化や少子高齢化の進展の中、将来にわたり持続可能な保険制度の確立を目的としてつくられたわけです。75歳以上の方の人口がふえ、医療費が平成37年度には平成19年度の約3倍になるというデータもある。そこで後期高齢者の方に多少でも負担していただいて、若い方たちの負担を少しでも軽減しようという制度だと思しますので、この請願については反対です」との意見がありました。

委員より「年金受給者は、生活費・医療費・介護保険料、そしてこの保険料を支払うとなると生活は大変です。こういう中、国民健康保険では75歳以上の方に資格証明書を発行していないのに、この医療制度では発行する内容になっています。これでは医者にかかれないう状況になると思います」との意見がありました。

委員より「私たちが75歳になる。長期的な展望に立って、保険医療制度とは相互扶助の精神で高齢者が安心して医療を受けられる制度を全体的に構築する、というのがこの制度だと思います」との意見がありました。

委員より「国民皆保険制度は大切ですが、国が財政難だからと押しつけている。国に対してもう一度考え直してもらおうというのがこの請願の趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「持続的・体系的に考えることが重要と考えます」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に提出することの請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願の趣旨に賛成です」との意見がありました。

委員より「請願第6号は見直しで、請願第7号が中止ということで、整合性はどうか」との意見がありました。

委員より「中止をして見直しをし、抜本的に改めるという趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「国民健康保険加入者は、2年間は保険料が安くなるというデータもあり、この後期高齢

者医療制度については御理解いただけるものと思います」との意見がありました。

委員より「請願第6号でも申しあげたように、全体で物事を見て、相互扶助という考え方でいかなければならないと思う」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第1号保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第1号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

次に、陳情第2号介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「がんの末期の患者でさえも、自宅で寝なさいということで自宅に帰されるというような現実があるわけで、安心して療養が受けられる介護療養病床・医療療養病床を削減されては困ることから、この陳情に賛成です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第2号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席し、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第53号、議第63号、請願第8号及び請願第9号の4案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第53号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当であり、採択すべきものと思います」との意見がありました。

委員より「請願そのものに対しては賛成です」との意見がありました。

請願第8号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第8号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「意見書の文面に『この2年間の山形県の私学助成に対する姿勢は』というところで、教育を受ける機会を奪うことにもなりかねませんというように県の姿勢に対して批判をしておいて請願というのはおかしいのではないか。県の方では19年度の予算でもある程度の理解を示していると思うので、一部を訂正してはどうか」との意見がありました。

委員より「県の私学への助成がゼロではないが2年間落ちてきて、08年もまた落ち込めば退学せざるを得ない人も出てくるのではないかという意味を表現している文言であって、県の姿勢すべてを批判ということではないと理解します」との意見がありました。

委員より「批判しているようなことを除くということであれば、『この2年間の山形県の私学助成に対する姿勢』という部分を除けばよいのではないか」との意見がありました。

意見書提出の議会案については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結

し、討論を省略して採決の結果、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

次に、請願第9号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当だと思います」との意見がありました。

委員より「請願事項の3番目に関しては本文そのものだと思うが、1、2番に関しては少子化の時代にあってもなおかつ行財政改革を今進めている中で、職員の人数確保のためという意味合いが強過ぎるのではないかと思います」との意見がありました。

委員より「先日、学校の教育懇談会に参加しましたが、その席には校長と教頭だけで、先生方は特別な少人数学級のような授業をしており、余裕ある教職員がほとんどいないというのが実態で、やはり充実した職員確保をすべきだと思います」との意見がありました。

委員より「現行の法律では、生徒の数が減ってくれば教職員の定数も減らすようになっており、これでは現場は成り立たない。現場の教育を守るためには、参議院の附帯決議があっても国の予算措置がならないとだめだから、都道府県、市町村からも声を出してくれという趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「委員の言うことを踏まえて、ただ単に人材確保だけでなく、『適正規模』を入れた人材確保ということではどうなのか」との意見がありました。

請願第9号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第9号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「2番目の事項の『教職員の』の次に『適正規模』を入れてください」との意見がありました。

委員より「『ライフラインとしての』だけを抜いて、『子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません』とすればよいのではないか」との意見がありました。

意見書提出の議会案については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月5日午前10時15分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第52号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第52号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

1. 後期高齢者医療対策事業の予算計上について、1. 柴橋小学校給食調理業務委託に係る債務負担行為補正についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第52号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次、発言を許します。14番高橋勝文議員。

高橋勝文議員 請願第6号後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書の提出に関する請願につきまして、反対討論を緑政会を代表いたしましていたします。

老人医療制度は、平成18年10月以降、本人が医療機関の窓口で支払う一部負担金1割、現役並み所得者は3割のほかに、保険給付費のうち医療保険者の拠出金12分の6、国12分の4、県12分の1、市町村12分の1ということで賄ってまいりました。

しかしながら、平成19年度、日本の人口構成割合は、75歳以上の方々9.7%、1,200万人に達し、医療保険医療費総額3兆7,000億円のうち35.2%の1兆2,000億円が75歳以上の医療保険医療費と見込まれます。このまま推移すれば、平成37年度には75歳以上の方々は国民の16.7%、2,000万人に達し、医療保険医療費も総額6兆6,000億円のうち52.3%の3兆4,000億円が75歳以上の医療保険医療費になると推計されております。びっくりするほどの医療保険医療費であります。

国民医療制度は、国民皆保険制度のもと発足し今日に至っておりますが、これらの基礎となりますものは、医療費の給付と負担があってこそ賄うことができ、制度そのものが持続され、安心して医療を受けることとなるわけであり、現状のままの老人医療制度を継続すれば、若人、若い人の負担はますます増大する一方であります。日本的経営が国際化の中で労働環境も厳しさが予想される時、これ以上若人に負担をかけるべきではなく、健康で文化的な生活を営むには、それぞれがお互いに負担し合うということが大切であると考えます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療の給付と負担を明確にする制度であり、国民皆保険制度を維持させるものと理解をいたします。決して高齢者に負担を押しつけるものではなく、応分の負担をしていただくというものであります。

大宗が市町村単位で賄ってまいりました国保より、県単位の運営ですることにより財政を安定させ、医療費の抑制に努力すれば、その分保険料に反映することができる制度であり、保険料も定額の均等割、収入に応じた所得割、あわせて均等割も年金額などに応じて7割・5割・2割の軽減措置もあり

ます。

ここで例を挙げて申し上げます。

例えば、一人世帯の高齢者75歳以上、年金収入のみ50万円を受給している方の場合、控除が120万円ありますので所得割はゼロ円、均等割は3万7,300円。この7割軽減になりますので1万1,100円の保険料の支払いで済むことになります。

従来の国民健康保険料では、均等割で2万6,000円、平等割で2万9,200円、合わせて5万5,200円。7割の軽減でありますので1万6,500円となります。1万1,100円と1万6,500円、その差は5,400円、今までよりも安くなると試算されます。

また、二人世帯、夫が70万円、妻が50万円の年金収入のみの場合、夫婦合わせまして7割の軽減となつて、おのおの1万1,100円、合わせて2万2,200円になります。従来の国保であれば2万4,300円とられまして、この場合でも2,100円安くなるというような試算になります。

さらに、国保と異なりまして資産割案分もありません。所得割がたとえあったにせよ、国保の場合は現行で7.3%より低い6.85%になります。例を挙げて申しあげましたが、高齢者の被保険者に負担が軽減される制度でもであると、このように理解をいたします。

緩和措置として、被用者保険被扶養者にかかわる保険料徴収の期間凍結も出されております。さらに、後期高齢者医療に関する条例での保険料は、2カ年間サイクルで見直すことにもなっております。

当市における寒河江市の市民になりますが、昨今の国民年金、遺族年金などを含めた受給総額約66億円です。厚生年金受給総額は約57億円、合わせますと123億円。そのほかに公務員などの退職者が受給しております共済年金もあります。非常に大きな年金額になっていることも事実であります。

資格証明書につきましては、広域連合の議員でもあり、当市の市長でもある佐藤誠六市長は、過般の佐藤暘子議員の一般質問でも答弁されたとおり、政令に定める特別な事情がないにもかかわらず、納税相談にも応じず、十分な負担能力があっても保険料を納付しない滞納者に交付するものであって、交付につきましては個人の個々の事情を十分に考慮し、機械的な交付をするものではないと言われております。必要に応じ短期の医療証を交付することもあり得ると。

よって、請願項目、高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度を抜本的に見直す請願第6号に対し、反対の討論といたします。

伊藤忠男議長 15番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場から討論をいたします。

政府は、2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療保険を実施しようとしています。この保険制度は、75歳以上のすべての高齢者を独立した医療保険に加入させ、これまで扶養家族として保険料を負担する必要のなかった人にまで新たな保険料負担を強いる制度です。

この制度を立ち上げる理由として、政府は高齢者人口が増大し、医療費の伸びが保険財政を圧迫している、医療保険制度を持続可能なものにしていくためには高齢者からも応分の負担をしてもらうと言っています。しかし、請願の趣旨にもあるように、全国至るところで格差と貧困が広がり、国民の暮らしを先の見えない不安な状態に追い込んでいます。

殊に、医療や社会保障に対する負担増が高齢者や貧困層を直撃しています。持続可能な保険制度にするためというのであれば、史上最高の利益を上げている大企業や高額所得者から応分の負担をして

もらうことは当然のことであり、行財政改革を断行すると言いながら、聖域とされている5兆円の軍事費にメスを入れ、むだを省くことでも必要な医療費や社会保障費は生み出すことができると考えます。

年をとればだれでも病気がちになり、医療が必要になります。長い間、家族のため、社会のために働いてきた高齢者が必要とする医療を受けることは当然の権利であり、それを保障するのが国の務めでもあります。

後期高齢者医療保険でやろうとしていることは、年金月額1万5,000円以上の人からは医療保険料と介護保険料を有無を言わず年金から差し引くということです。年金月額1万5,000円未満の人からは、市役所に直接支払ってもらうとしています。払えなければ家族に支払いの義務が出てきます。扶養されていた人たちさえも一人一人独立した保険に加入させておきながら、支払えなければ家族が連帯して支払う義務が出てくるという仕組みも大変おかしな制度だと言わなければなりません。

さらに、老人保健制度では該当させなかった資格証明書を発行することができるようにされました。資格証明書は悪質な滞納者に発行するものだと市長は答弁されていますが、経済的な理由でやむを得ず滞納している人に対しては資格証明書の発行をしないのかという私の質問に対し、市長は回答を避けました。

経済力のない弱い立場の高齢者から保険証まで取りあげてしまえば、命にかかわることにもなりかねません。そもそもこの医療保険は、食費さえもままならない人からまで税を徴収する非常に過酷な制度です。しかも、保険料は2年ごとの改定のたびに値上げされる仕組みです。患者の増加や医療技術の進歩などによって医療給付費は今後もふえる見込みです。その1割を75歳以上の保険料で賄う設定になっているため、給付費がふえれば保険料も2年ごとにふえる仕掛けになっているのです。

私は、今議会において後期高齢者広域連合の条例が制定されたことを受けて、その具体的な取り組みについて質問いたしましたが、減免や免除などについての明確な答弁を得ることはできませんでした。条例の中には、住民にも制度に対する理解を得るよう広報し、周知徹底するよう努めなければならない義務があります。住民は、制度の中身も自分たちがどのような立場に置かれるのかも知らされず、一方的に進められようとしています。私は、市民の声を代表する議員として、説明責任を果たすことができない制度をこのまま受け入れることはできません。

この請願第6号の委員会審査の中でも、委員の皆様はこの制度の不備な点を認めており、改善していく必要があることでの認識は一致しています。そうであるならば、この請願を採択し、負担増に苦しむ高齢者の立場に立ち、安心して医療が受けられる制度に見直しをするよう国に求めていくことこそ、市民を代表する議会の果たすべき務めであると思います。

以上、請願第6号の採択に賛成の立場で意見を申しあげ、討論といたします。

伊藤忠男議長 16番川越孝男議員。

川越孝男議員 ただいま議題となっています請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願について、私は請願を採択の上、関係機関に意見書を提出することに賛成の立場から討論をいたします。

私たちの一生は、生まれてから死ぬまでの一つの放物線を描きます。この世に生まれ、一人では何もできない赤ん坊が、両親や周囲の人々の世話で一人前となり、世のため、人のための活動を続け、社会に貢献し、最後はまた人々の世話を受けて死んでいかなざるを得ないのであります。

私たちの周りにいる犬や猫の子が生まれたときの親の限りない愛情を注ぐ姿は、まさに私たち人間と同じで感動的なものであります。しかし、犬や猫には子を育てる本能や習性はあっても死んでいく親を過ごす習性はありません。人間と他の動物の違いであります。このことが福祉の原点であり、政治の原点であると私は思うのであります。

後期高齢者医療制度は、昨年6月医療関連法案の成立によって、これまでの老人保健制度と退職者医療制度の二本立ての仕組みが75歳以上の後期高齢者医療制度と65歳から74歳の前期高齢者医療制度に変わりました。また、老人保健法は実質廃止同然に全面改悪され、高齢者の医療の確保に関する法律が来年4月から施行されることになっております。

今議会でも明らかになったように、制度の問題点や内容がはっきりしていない部分も多く、当局にとっても苦労されている姿もまた明らかになりました。この制度の問題点としては、先ほど来述べられているわけでありますけれども、一つには75歳以上について、差別的な医療が認められてしまうということであります。具体的には、後期高齢者は他の世代と分断され、独立した医療保険制度に強制的に加入させられることであります。後期高齢者医療制度の主眼は、医療費の公費抑制であり、高齢者の健康保持・増進は努力規定に後退していることであります。

後期高齢者の診療報酬がいわゆるセット料金の導入となり、保険適用の制限や医療内容の低下が危惧されていることもあります。登録医制度の導入は、病院を選ぶ選択権を制限しかねないことでもあります。

二つ目の問題としては、いつでもどこでもだれでも医療が受けられる国民皆保険制度は国民の健康を守るセーフティネットであります。ところが、後期高齢者医療制度の導入によって年齢による差別的な医療、サービスの地域間格差の拡大、保険証の取り上げなどが起こり、国民皆保険制度が崩れてしまう危機的な状況にもあります。

三つには、高齢者や国民の負担が増加することであります。

四つには、財政優先で末期医療や看取りのあり方が決められてしまうことになることでもあります。

五つには、後期高齢者医療広域連合間の格差が増大することでもあります。

六つには、保険医療の分野への過度な競争原理の導入は、保険あって医療なしの状態を招きかねず、信頼を失うことと一定の収入のある人を民間医療保険へと押しやってしまう危険性があることでもあります。

七つには、与党が示した凍結案は制度発足初年度限りのものであり、その場しのぎの軽減措置であって、2年目からの負担が増大することには変わりありません。

また、後期高齢者医療制度によって国民健康保険特別会計や老人保健特別会計で行われていたさまざまな事業についても変更が余儀なくされると思います。それらについてどうなるのか、まだ明らかにされていないことも寒河江市にとっては極めて大きな問題であります。

国民は今、年金問題をめぐる政府の無責任な対応に対して、信頼の失墜はおろか不満や怒りすら抱いていると言われ、さらに滞納者がふえるのではないかと言われ、まさに国民皆年金が危機状況に陥っています。

このような時期に、多くの問題を抱え、国民の理解も不十分なまま後期高齢者医療制度をスタートさせれば、保険料は原則年金から天引きすることになっているわけでありますけれども、このことによって生活困難を潜在化させることから、保険料全体の収納率が心配されます。また、国保税の収納

率に対する影響も心配されているのであります。

このようなことから、不十分なままスタートさせるのではなく、広域連合の窓口となっている全国の市町村や被保険者となる国民と医療サービスを提供する医療関係者がもっと理解をした中で、スムーズなスタートができるように抜本的見直しを求めるのは当然のことであり、願意に妥当性があると思うのであります。

ところが、先ほどの反対の理由にもありましたように、持続可能な制度とするためには高齢者の応分の負担も必要であり、後期高齢者医療制度が必要であること、あるいはまた20年4月1日スタートで全国的に進められているものであり、後戻りできないという声もお聞きをいたします。そしてまた、制度の発足時は不十分であっても2年ごとの見直しの中で改善をすればよいのであり、そのためには抜本的見直しとか来年の4月1日の実施日を白紙に戻すことはできないという声があります。

しかし私は、後期高齢者医療制度の主眼、公費負担の抑制と後期高齢者に保険料の負担を求める財政面が強いことからして、持続可能な制度にするには、見直しも含め、国民の理解が得られるものにするのが重要だと思えます。

たとえ全国の地方議会で08年4月1日の実施の中止を求める意見書を提出しても、法律に直接影響を及ぼすものではありません。これまでも全国の多くの地方議会より、凍結や抜本的見直しを求める意見書が出されたことが与党の凍結案を引き出す力になったことから、このことによって政府及び与党に対して不十分な点について、見直しを求めるエネルギーになることは明らかだと思えます。

制度発足時は不十分であっても、問題点を改正すればよいということについて、私も介護保険導入時にはそういう対応をいたしました。それは高齢者や障害者の介護が長い間、家族、特に女性が担わされてきたのが、ようやく社会的な責任へと大きく前進し、国民の期待にこたえられるものであったため、財源の問題などはあったが賛成をしまいいりました。

ところが、後期高齢者医療制度は国民から望んだものでなく、公費負担の抑制と後期高齢者に対する保険料の徴収、前期高齢者にかかわる保険者間の費用負担の調整など、国民にとって負担の多い制度であることから十分な説明があつて当然であり、出されている問題についても是正されるべきであります。

そのような立場から、改めて市民の皆さんと同僚議員の皆さんの請願第6号、そして次に議題になります請願第7号についても御理解をいただき、後期高齢者医療制度の問題点を是正する行動として、寒河江市議会が意見書の提出ができることを期待いたしまして賛成討論といたします。

伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時40分とします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時40分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第 6 号は不採択とすることに決しました。

請願第 7 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第 7 号は不採択とすることに決しました。

請願第 8 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 8 号は採択することに決しました。

請願第 9 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 9 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 9 号は採択することに決しました。

陳情第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第29、議会案第 8 号から日程第32、議会案第11号までの 4 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第33、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 号から議案第11号までの 4 案件については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よつて、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議会議案第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議会議案第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

議会議案第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第35、議会案第12号及び日程第36、議会案第13号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第37、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号及び議案第13号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第12号及び議会案第13号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第39、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

議会議案第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第13号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前 1 1 時 4 9 分

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第4回定例会を閉会いたします。

なお、大谷教育委員長より発言の申し出がありますので、これを許します。

本日は大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

会議録署名議員 新 宮 征 一